

名張市自動体外式除細動器(AED)貸借仕様書

- 1 件 名 名張市自動体外式除細動器(AED)貸借
- 2 機 種 AED-3250 オートショックAED(日本光電工業株式会社製)
- 3 数 量 22 台
- 4 設置箇所 22 箇所
 - (1) 地域経営室 所管分(15箇所)
名張市情報交流センター
名張市民センター、蔵持市民センター、梅が丘市民センター、薦原市民センター、比奈知市民センター、錦生市民センター、赤目市民センター、箕曲市民センター、長瀬市民センター、桔梗が丘市民センター、桔梗が丘南市民センター、つつじが丘市民センター、百合が丘市民センター、すずらん台市民センター
 - (2) 危機管理室 所管分(1箇所)
中央ゆめづくり館
 - (3) 農林資源室 所管分(1箇所)
くにつふるさと館
 - (4) 環境対策室 所管分(1箇所)
名張市斎場
 - (5) 人権・男女共同参画推進室 所管分(3箇所)
比奈知文化センター、一ノ井市民センター、一ノ井児童館
 - (6) 健康・子育て支援室 所管分(1箇所)
こども支援センターかがやき
- 5 設置期限 令和6年4月30日 (火)
- 6 貸借期間 令和6年5月1日～令和14年4月30日 8年間(96ヶ月)
- 7 自動体外式除細動器(AED)の機器構成
本体及び付属品等は、1台につき次のとおりとする。
 - ① AED本体 1 台
 - ② キャリングケース(メーカー純正品) 1 台
 - ③ バッテリー 1 個
 - ④ 電極パッド 成人・小児共用 2組 (本体接続用及び予備1組)
 - ⑤ AED/CPRレスキューキット 1 式
(ハサミ、蘇生用マウスピース、グローブ、剃刀、タオル)
 - ⑥ 取扱説明書(日本語版) 1 部
 - ⑦ AED設置表示シール 1枚
(設置を示す表示板またはシール)
 - ⑧ 一次救命手当ての手順表示シール 1枚
(ガイドライン2020に対応したもの)
 - ⑨ AED遠隔監視端末
(AED本体、バッテリー、電極パッドの状態をWeb上で確認できること。また、装置の異常時やバッテリー、電極パッドの定期交換時期にはメールにて通知を行うこと。なお、AED監視システム機能の使用に際しては設置場所の電源使用や配線工事が不要であること。AED内部に保存された救助データはAED監視システム経由にて取り出すことが可能で、サーバーへ自動転送機能を有する事。)
 - ⑩ AED持出検出装置 AED-A010D (22台中1台)
- 8 貸借料に含まれる費用・サービス等
以下のサービス等については、貸借期間(8年間)に附帯することとする。
 - (1) バッテリー(1個)と電極パッド(AED本体1台につき2組)を使用期限前に各施設にて交換する事。
 - (2) (1)の交換時には、交換及び簡易点検を行う事。
 - (3) AED使用のために電極パッドを開封した旨の連絡を施設から受けた場合、電極パッド(予備1組)を該当する設置施設にて交換作業をおこなう事。電極パッド費用(交換費込み)は、リース料金に含まれていること。
 - (4) AED本体に電極パッド及びバッテリーの交換時期を容易に確認することができる表示ラベルを貼り付けること。
 - (5) 緊急時の故障に対応できるよう、コールセンターを有し、取扱いメーカーが対応可能であること。
 - (6) AED設置時には、各設置施設担当者とは打ち合わせをし、AED本体及び付属品等の取り扱い説明を十分に行うこと。

- (7) 契約期間満了後、設置したAED本体及び付属品等は速やかに撤収すること。
- (8) 故障・破損(使用者の故意及び重過失、天災等は除く。)等に備え、機器の交換・修繕等を追加料金なしで行うこと。なお、故障が生じたら、修理が完了するまでの間は代替品を設置すること。
- (9) 動産総合保険
賃貸借期間中、動産総合保険を物件に付保するものとする。
なお、地震・津波・噴火に起因する事故は対象外とする。
保険金については、22台中21台は毎月金額が逡減するものとし、屋外設置の1台については、導入時の物件金額を限度として期間中保険金が逡減しないものを付保することとする。
また、保険を付保した証明を提出するものとする。

9 契約方法等

- (1) 本物件は賃貸借とし、受注者と発注者の間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者は、リース事業者とし、発注者は、本物件の使用となる。
- (2) 本契約は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約とする。

10 支払方法等について

- (1) 支払いは、毎月払いとする。
- (2) 請求書は、設置箇所毎に作成し、宛名及び送付先は、発注者の指示によるものとする。

11 予算の減額又は削除に伴う解除等

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、名張市は本契約を変更または解除することができる。

12 その他

- (1) ガイドラインの変更があった場合は、発注者と受注者で対応を協議すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。